

平成26年度第2回千葉市消費生活審議会議事録

1 日 ・ 時 平成27年3月20日（水） 午後3時～4時15分

2 場 所 消費生活センター 2階 会議室

3 出席者 《委員》

飯森幸弘委員、石戸光委員、久保桂子委員、清水佐和委員、
杉本希委員、日野勝吾委員、余語一晃委員、長谷川公彦委員
井出明夫委員、海寶孝夫委員、庄司佳子委員、善名孝子委員、
（欠席者：大槻勝三委員、北山洋一委員、栗原憲二委員）

《事務局》

丸島生活文化スポーツ部長、椎名消費生活センター所長、
大八木所長補佐、本吉管理班主査、田中消費者教育班主査、
平岡相談・指導班主査

4 議 題

（1）消費者教育の推進について（諮問）に係る答申について

5 報告事項

（1）平成26年度消費生活相談の年度途中の状況について

（2）平成27年度消費生活センター主要事業について

6 議事の概要

（1）消費者教育の推進について（諮問）に係る答申について

答申案について、飯森消費者教育推進部会長からの報告及び事務局より詳細な説明
がなされ、質疑応答が行われた。一部語句を修正の上、最終的な取りまとめを飯森会
長が行った上で、この答申案を審議会の答申とすることが決定された。

（2）報告事項

①平成26年度消費生活相談の年度途中の状況について

消費生活相談の年度途中の状況について、配布資料に基づき事務局から説明後、質
疑応答がなされた。

②平成27年度消費生活センター主要事業について

平成27年度実施予定の主要事業（6事業）について、配布資料に基づき事務局か
ら説明後、質疑応答がなされた。

7 公開状況

・会議は公開。（傍聴人：1人）

8 審議会の成立について

・委員15人のうち半数以上である12人が出席し、審議会は成立。

・事務局あいさつ

(丸島生活文化スポーツ部長)

市民局生活文化スポーツ部長の丸島でございます。

本日皆様方には、大変お忙しい中を平成26年度第2回千葉市消費生活審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

審議会においては昨年の7月に市長より、「消費者教育の推進について」ということで諮問させていただきました。本日はこの「消費者教育の推進について」の答申について、ご審議いただく予定となっております。この答申案ができあがるまでには、飯森会長をはじめ部会の委員の方々にご審議いただきまして、この度の答申案の検討となりました。ご尽力いただき、ありがとうございます。

私どもはいただいた答申をもとに、来年度消費者教育推進計画を策定したいと考えております。計画につきましては、皆様方にまたご覧いただくことになると思いますが、本日は答申案について、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議題(1) 消費者教育の推進について(諮問)に係る答申について

(飯森会長)

それでは、議事に入りたいと思います。消費者教育の推進について(諮問)に係る答申について、消費者教育推進部会の部会長として、部会の審議の状況をご報告いたします。

消費者教育の推進に関する法律の趣旨にのっとりまして、千葉市において消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、消費者教育推進部会を設置し、消費者教育の策定について審議を重ねたところでございます。

私のほか、石戸委員、久保委員、大槻委員、杉本委員、余語委員、栗原委員、長谷川委員、海寶委員、庄司委員の10名で構成される部会において、審議をまいりました。

審議の経過についてですが、平成26年12月12日に第1回目の部会を開催し、事務局から消費者施策の現況と消費者教育推進計画の骨子並びにスケジュールの説明を受け、審議の結果、消費者教育推進計画の骨子について、委員の皆様からご了承をいただいたところでございます。

そして、平成27年2月27日の第2回部会では、消費者教育推進計画の施策の説明を受け、私の方で答申案のとりまとめを事務局で行ったところでございます。

部会からの報告は以上でございます。それでは、千葉市消費者教育推進計画の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、千葉市消費者教育推進計画の概要についてご説明します。消費者教育推進計画は、第2次消費生活基本計画の下位計画に位置付けています。第2次消費生活基本計画は平成24年から28年までの5年計画ということで、すでに実施しています。こちらの

計画の下位計画として、消費者教育を推進していこうと考えております。なお、基本計画に位置づけのない消費者教育に関する事業についても、基本計画掲載事業と同様に推進し、基本計画改定時には基本計画と消費者教育推進計画を一本化する予定です。計画期間については、基本計画の終期と合わせて、平成27年度から28年度までの2年間としたいと思います。また、千葉市の消費者教育推進計画における消費者教育の定義ですが、「『自ら考え行動する自立した消費者』の育成を行うための教育及びこれに準ずる啓発活動」としたいと思います。こちらの計画の実施主体は千葉市となりますが、消費者教育の対象になる方や担い手となる方については、千葉市に在住・在勤・在学の幼児から高齢者に至る全ての消費者、団体（事業者、町内自治会、民生委員・児童委員協議会、ちばし消費者応援団及び事業者団体等）や、警察、行政機関等、幅広い方々を想定しています。

続きまして、千葉市消費者教育推進計画が対象とする消費者教育の対象領域についてご説明します。国が考える消費者教育の対象領域は4つあります。最初に、「消費者市民社会の構築」ですが、これは、消費者の消費行動が環境・経済・社会に影響を与えることを理解するということです。次に「商品等の安全」は、安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくっていくための知識等に関することです。次に「生活の管理と契約」ですが、これは、生活設計と管理する能力を身に付けることや、契約とそのルールを理解することが含まれます。また、高度情報化社会に対応するため、「情報とメディア」に関しては、情報収集の手法や情報社会のルール、情報モラルの理解が重要であると考えられます。

その他に、消費生活に関連する教育として、環境教育、食育、国際理解教育、法教育が挙げられます。

千葉市消費者教育推進計画における対象領域としては、国が考える消費者教育の対象領域と消費生活に関連する教育すべてを合わせたものになります。これは、様々な教育や、様々な教育の担い手が有機的に連携していくことが、消費者教育の対象領域すべてを包括的に進めていく教育を実践していく上で、非常に効果があり、また、相乗効果も期待できるためです。

次に消費者教育推進計画の体系図についてご説明します。主な項目としては4つほどあり、それぞれをいくつかに分類して、推進していこうと考えています。

まず、1本目の柱としまして、「消費者被害防止のための教育」です。内容としては、振り込め詐欺等の犯罪や、悪質商法等の消費者トラブルの増加に対応するための、市民生活を守るための教育や、資料配布、イベントの参加などによる消費者被害防止のための啓発活動に関する施策となります。分類1の「消費者被害防止に係る教育の促進」については14施策あり、消費生活センターが地域の団体等に相談員を派遣し、講座を開催するくらしの巡回講座ですとか、市民局で実施している防犯に関する知識を啓発する防犯アドバイザー派遣事業を挙げることができます。分類2の「消費者被害防止に係る啓発活動の促進」については、従来より民生委員の方々が行っている高齢者実態調査の際にご協力いただいている、消費生活センターを周知するためのシール配布による啓発や、高齢者の見守

り活動を行っている方への支援、パンフレットの作成等を挙げることができます。

2つ目は「自立した消費者になるための教育」です。先ほど申し上げた千葉市の消費者教育推進計画における消費者教育の定義でも触れたように、「自ら考え行動する自立した消費者」になるための、様々な分野の講座であるとか、学校で行われる授業やイベント等の施策を考えております。分類1の「食に関する教育の促進」については、現在21施策を考えていますが、例として、保育園や小中学校などで食育に関する様々な取り組みや、啓発活動、地産地消に関する取り組み等が挙げられます。分類2の「情報とメディアに関する教育の促進」についてですが、こちらに対しては高度情報化社会に対応していくために、小中学校等で情報モラルコンテンツという教材を用い教育を行うほか、公民館やシルバー人材センターなど様々な公共機関で市民に対して提供されている講座による教育が含まれておりまして、こちらについては6施策を考えております。続きまして分類3の「持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進」ですが、18施策を考えております。内容としては環境保全活動、ゴミ減量に関する取り組み、再資源化への取り組みに関する支援、エコライフカレンダーの配布等です。続きまして、分類4の「持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進」ですが、9施策を考えています。その内容としては、小中学校等の各教科で取り組まれている国際交流活動や、ユネスコ協会への助成などが含まれます。分類5の「消費生活の様々な分野における教育の促進」については、市と事業者が協働して子ども達に対して実施する、経済の仕組みを学ぶためのキッズ・アントレプレナーシップ教育や、千葉県弁護士会と共催で実施している市民法律講座、マンションの適正管理のために都市局で実施しているセミナー等、18施策が考えられます。

3番目の柱となる「事業者及び事業所への教育」については、消費者志向的な経営ができる事業者の育成や、事業所に勤務する従業員に対する消費者教育に係る講座や啓発等に関する施策です。事業所に勤務する従業員に対する教育という意味合いで、千葉市の職員や教員に対する教育や啓発も含めています。

まず、分類1の「事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進」については、10施策を考えておりまして、消費者志向的な経営に係る研修や意見交換の実施等を挙げることができます。分類2の「職域における消費者教育の促進」としましては、職域での消費者被害防止に関する講座ですとか、千葉市の職員への退職後のライフプランに関する研修、千葉市の新規採用職員に対する啓発活動等5施策を考えています。

4番目の柱である、「担い手の育成・支援」ですが、消費者教育の推進にあたっては、様々な関係機関と連携していく必要がありますし、また、消費者教育を行っている地域団体や事業者の育成・支援も同様に重要となり、それを受けての施策となります。分類1の「関係機関の連携」ですが、28施策を考えております。例えば、千葉市の保健福祉局で進めている関係団体との連携による料理教室の開催や、先ほども説明した、消費生活センターの啓発について民生委員の方にご協力いただくことや、ゴミ削減におけるボランティアグループとの連携などが例として挙げられます。また、分類2の「地域団体や事業者等

の消費者教育活動支援」については、昨年から消費生活センターで進めているちばし消費者応援団の登録制度や、ボランティアの支援等、15施策を考えています。

以上が千葉市消費者教育推進計画の概要となります。消費生活センターとしましては、消費者トラブルが増加している現状を踏まえ、消費者被害防止のための教育を重点課題として取り組みたいと考えております。また、様々な機関が消費者教育担い手となることから、担い手の育成・支援についても同様に重点課題としたいと考えております。担い手間の連携が図られることにより、その効果が相乗的に高められ、消費者教育が推進していくことが期待されます。

(飯森会長)

ご説明ありがとうございました。事務局は引き続き答申案について説明をお願いします。

(椎名消費生活センター所長)

それでは、資料1をご覧ください。答申の表書きは飯森会長から千葉市長宛となっております。日付は手交していただく日となります。

＜「資料1 消費者教育の推進について（答申）」を読み上げる。＞

(飯森会長)

ただいま事務局より、「答申案」についての報告がありましたが、消費者教育推進部会の委員の皆様から、補足などありましたら、お願いします。

＜特に補足等発言なし＞

(飯森会長)

それでは、事務局の説明を受け、何かご意見等はございますか。

(長谷川委員)

第2次基本計画の関係のところで、第3次消費生活基本計画策定時には一本の計画に集約するという説明がありましたが、第3次消費生活基本計画は、千葉市として策定するという事で理解してよいでしょうか。

(椎名消費生活センター所長)

ご発言のとおり、千葉市において、消費生活基本計画と消費者教育推進計画を第3次消費生活基本計画策定時に一本化するという事です。

（日野委員）

資料1別紙の下から2行目の部分ですが、「相乗的に消費者教育が推進するため～」というところを「相乗的に消費者教育を推進するため～」としたほうがよいのではないかと
思うのですが。

（飯森会長）

てにをはの部分ですが、いかがでしょうか。

（椎名消費生活センター所長）

「消費者教育を～」のほうがつながりがよいので、修正させていただきます。

（飯森会長）

他にございますか。

（石戸委員）

消費者被害防止のための教育について、非常に大事だとして説明いただきましたが、これは、消費者としての教育をうけるという観点から、例えば犯罪的な電話がかかってきたときのハード的な手法として、記録を残すための機器の購入・貸与や使い方等の説明も含まれると理解してよろしいでしょうか。オレオレ詐欺等について、電話での受け答え方を教えるといったソフト的な手法だけでは対応に限りがあると思いますので、特に高齢者の方についてはハード的な手法についても啓発したほうがよいと思いますので、質問しました。

（飯森会長）

事務局はいかがですか。

（事務局）

私ども消費生活センターでは、消費者被害の防止という意味合いで、くらしの巡回講座ですとか、防犯パトロール隊の方々に見守りに関する講座を行っていますが、その時にオレオレ詐欺等は、まず電話から始まるということをお話ししておりまして、ナンバーディスプレイの活用を説明しています。また、昨年度に消費者庁のモデル事業として実施した通話録音装置の設置について、消費者被害に遭わなかったという実績が出ていますので、講座の時などに、家電量販店で販売していることや、消費生活センターと連携して講座を開催している千葉市老人クラブ連合会でも、あっせん販売をしている旨紹介をしています。

（石戸委員）

消費者被害防止にハード的な手法も含まれるということですね。ありがとうございます。

(飯森会長)

他にご意見はありますか。

(井出委員)

オレオレ詐欺についての話が出ましたが、千葉県警察では、詐欺と看破した方々に「だまされた振り作戦」へのご協力をお願いしています。そして、録音した犯人の声を県警ホームページ等で公開し、手口の周知や、犯人に関する情報の提供を呼びかけているところ です。千葉県警察でも消費者被害の防止に関する教育は大変重要であると認識し、具体的 な犯罪情報や防止策の提供に努めていますので、今後も千葉市と連携し、協力していきたい と思います。千葉市が消費者被害防止に関する教育を消費者教育推進計画に盛り込み推 進していくことはよいことだと思います。

(飯森会長)

ありがとうございました。

(久保委員)

今のお話しは、分類上はどこにあたりますか。施策の内容に入っていますか。

(事務局)

入っております。くらしの巡回講座の内容に含まれています。

(久保委員)

参考2の13番（消費生活センターと連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにお いて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。）などですか。

(事務局)

13番のような高齢者を対象とした講座においても、触れていますし、通番10（悪質 商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪 質商法とその対処法に関する講座を加えます）にも含まれます。

(久保委員)

いま、お話のあった事業に含まれるということでしょうか。

(事務局)

その他に7番（消費者被害防止や地域での見守り活動を推進するため、地域住民等のニ ーズにあわせてくらしの巡回講座を開催します）にも含まれます。

（飯森会長）

他にございますか。

（善名委員）

てにをはの部分で恐縮ですが、計画の体系にある、「持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進」「持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進」について、カッコで閉じる理由がよくわからないのですが。「持続可能な開発のための環境教育の促進」などと表記してはどうでしょうか。

（飯森会長）

今の質問について、事務局は何かございますか。学校関係の方でも結構ですが。

（石戸委員）

これは、E S D（Education for Sustainable Development）ですかね。

（久保委員）

そうですね。E S Dというのは「持続可能な開発のための教育」という概念ですが、E S Dの中の環境教育、国際理解教育ということで、このような表記になっていると思いますので、事務局案のままでよいのではないかと思います。

（椎名消費生活センター所長）

ありがとうございます。

（善名委員）

ありがとうございます。

（飯森会長）

他にございますか。意見も出尽くしたようですので、答申のとりまとめに進みたいと思います。

本日ご検討いただいた答申案は、方針については委員の皆様にご承認いただいたものとしまして、最終的な答申のとりまとめについては、細かい字句の修正等を私と事務局にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

（飯森会長）

それでは、この答申について審議会の承認をいただきました。

では、事務局より、消費者教育推進計画の策定に関する今後の流れについて説明をお願いします。

（椎名消費生活センター所長）

最終的な答申案がまとまりましたら、日程調整の上、飯森会長から市長に対して答申していただきます。その後、パブリックコメント等を経まして、平成27年の夏ごろには、千葉市消費者教育推進計画を確定したいと思います。

（飯森会長）

ありがとうございます。ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問等ございますか。

（久保委員）

パブリックコメントを行ったときに、多数の意見が出た場合はどのような形で反映させるのでしょうか。

（飯森会長）

事務局より、お願いします。

（事務局）

具体的な意見が出ないとわからないところですが、再度審議会にはからなければならぬような、計画の骨格にかかわるような意見がでることはあまりないと思われますので、夏ごろには計画を確定することができるのではないかと思います。

（久保委員）

大幅な見直しが出ないことを、期待しております。

（飯森会長）

それでは、意見も出尽くしたようですので、議題については以上とします。

報告事項（１）平成26年度消費生活相談の年度途中の状況について

（飯森会長）

それでは報告事項（１）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料2をご覧ください。消費生活相談の中間報告をさせていただきます。

消費生活センターで対応した消費生活相談の情報については、P I O－N E Tという全国的なネットワークシステムに全て登録し、消費者施策に反映するための基礎データとして活用されます。

本市の消費生活相談の状況ですが、4月～12月までの相談件数について、平成25年度では4,300件であり、平成26年度では4,889件となっており、非常に増えていることがわかります。昨日で受け付けた件数も6,200件を超えていまして、平成21年度の相談件数6,454件に迫る勢いです。

次に属性に関する状況ですが、高齢者からの相談が増加しています。その要因としては人口の高齢化に伴うものであり、およそ3件に1件が高齢者からの相談となっております。

トラブルの内容に関する特徴としましては、身に覚えのない連絡先からのメールやはがき等による架空請求に関するトラブルの相談が多くなっておりますが、消費生活相談を利用された方の多くについては、実害が発生する前に対応できています。また、劇場型勧誘のトラブルも目立ちます。内容としては個人情報に関するものや権利の譲渡に端を発するものです。

年齢に着目すると、40歳以上が多くなっておりますが、60歳以上の高齢者が特に増えています。

また、現在多い相談は、スマホの普及等が原因と思われますが、インターネットやデジタルコンテンツ等、情報通信分野に関するものです。この分野については今後も積極的に対応する必要があるのではないかと考えます。

情報通信機器以外では、賃貸アパートに関する相談が増えています。賃貸アパートに関する相談の中でも、転居時に高額なリフォーム代を請求されるという内容のものが特に増えており、今後とも注意が必要であると考えます。

また、60歳以上の方の場合、ファンド型投資商品の勧誘についても上位となっております。

総括しますと、消費生活相談の件数は増加していますが、特に高齢者からの相談が増えており、またインターネット等情報関係の相談が多くなっています。インターネットについての補足ですが、最近はインターネット通販に関するトラブルが増えています。インターネットで簡単に申し込みを行い、前払いしたにもかかわらず商品が届かないというもので、ホームページ等に連絡先の記載がないというものです。また、消費生活相談を利用された方に、前払い先の口座について確認すると、個人の口座であることが多くなっています。また、海外の業者が関係していることも多いと感じています。インターネットの普及により国際化が進んでおり、国内だけでは対応しきれない事例も増えています。

（飯森会長）

ありがとうございました。報告内容について、ご意見ご感想がありましたらお願いします。

（清水委員）

21年度以降消費生活相談の件数が減少している原因がわかれば、教えてください。

（事務局）

減少傾向については、千葉市に限ったものではなく、全国的な傾向でした。平成25年度以降の増加については、私見ですが、消費者教育推進法の制定などにより、消費者教育の効果が現れ、相談が増えたというところもあるのではないかと考えます。

報告事項（１）平成26年度消費生活相談の年度途中の状況について

（飯森会長）

それでは報告事項（２）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料3に基づき、平成27年度の消費生活センター主要事業について説明させていただきます。

第一に消費者教育推進計画の策定が挙げられます。現在策定中の消費者教育推進計画を完成させます。今後のスケジュールとしては、6月にパブリックコメントを実施し、7月には消費者教育推進計画を確立します。その後審議会には計画策定と、実施予定事業をあわせて報告させていただき、来年度から消費者教育を体系的に推進していきたいと考えております。

第二に、暮らしの情報いずみ特集号の発行です。市政だよりについては毎月1日と15日にタブロイド判の情報紙を新聞折り込み等で市民に配布していますが、市政だよりの8月15日号にあわせて、暮らしの情報いずみの特集号を発行する予定です。消費生活センターの機能や消費者教育推進計画の内容を市民にわかりやすく周知します。発行部数としては約358,000部を予定しております。

第三に、高齢者の消費者被害防止のために、町内自治会等との連携を図ります。消費者被害に関する情報提供等を行う消費生活センターの情報紙「暮らしの情報いずみ」を、庁内自治会での回覧や市内医療機関での配架していただけるよう、町内自治会や医療機関に働きかけを行いたいと考えております。8月ぐらいまでに町内自治会等に働きかけを行いまして、暮らしの情報いずみ9月号と高齢者等の消費者被害防止の見守り活動と呼びかけるポスター等を一緒に自治会等に送付し、11月から暮らしの情報いずみの自治会回覧や、医療機関での配架を開始したいと考えております。

第四としまして、ちばし消費者応援団（個人版）登録制度を開始したいと考えております。消費者教育を推進するため、消費者教育に関する活動を行う団体や事業者の方の登録制度を平成26年8月から実施しておりますが、市民の方にも範囲を広げまして、気軽に消費者教育に参加できるように支援を開始したいと考えております。スケジュールとしては、8月に登録制度を開始しまして、9月以降に毎月消費生活センターから暮らしの情報いずみ等の配布により情報提供を実施していきたいと思います。ちばし消費者応援団に参加された方には、消費者教育に関する研修会や交流会にもご参加いただき、お互いの活動を協力して進めていただくことを考えております。

第五としましては事業者に対する研修の実施です。訪問販売や電話勧誘販売等の規制や商品やサービスの表示に関する法令等の研修会を、秋ぐらいに開催したいと考えております。

最後に、悪質商法ひっかからん蔵シールの配布です。5月～6月に実施される高齢者実態調査の際に、65歳以上の高齢者世帯に、消費生活センターの機能と相談専用電話の周知を図るために、地域での見守り活動を行う民生委員に悪質商法お断りシールを配布します。

平成27年度の消費生活センター主要事業の説明は以上です。

（飯森会長）

ありがとうございました。報告内容についてご意見ご質問等ございますか。

（善名委員）

4番目のちばし消費者応援団について、個人版を開始するということですが、すでに登録制度を開始している事業者や団体の登録者数はどれぐらいでしょうか。

（事務局）

事業者や団体については、昨年8月より制度を開始しておりますが、現在20団体に満たないような状態です。これは、消費者被害の防止のための活動について、特に金融機関が積極的に行っていると思うのですが、私どもからの金融機関に対する働きかけが十分に進んでおらず、登録が遅れているのも一因にございます。地域の方については、暮らしの巡回講座を利用している団体を中心に登録が増えていますので、来年度は金融機関等への働きかけを行いたいと考えております。

（井出委員）

悪質商法ひっかからん蔵シールの件ですが、シールの作成は済んでいるのでしょうか。

(事務局)

5月に配布しますので、作成しております。

(井出委員)

もしできれば、参考に見せていただきたいのですが。

(事務局)

今、校正等を行っているので、現物はありません。ただ、27年度は今年度と異なり両面に印刷を行うことで、より情報量を増やしています。

(井出委員)

今質問した趣旨としては、高齢者の被害防止というのは警察としても重要視していますが、高齢者の多くが社会的な団体に所属していないものですから、広報している割には、高齢者の振り込め詐欺の被害が多いという現状になっており、情報が末端まで浸透していないのではないかと思います。高齢者の方への情報提供については、警察も問題意識を持っていますので、27年度分についてはシールを作成済みということですが、もし、またそういう機会があれば、より効果的なものとするため、警察として連携できればと思いますのでお聞きしました。

(余語委員)

千葉県警からはこれとは別の時期に依頼を受け、パンフレットを配布したと思うのですが、高齢者実態調査の時期とはずれており、民生委員が個別に配布する必要があり大変でした。民生委員児童委員連絡協議会からも配布時期の見直しについて申し入れをさせていただいていますよね。

(井出委員)

確かにお願いしたことで負担をかけたということであれば、今後、工夫していきたいと思います。

(余語委員)

千葉県警と消費生活センターの連携ということですか。

(井出委員)

そうですね。これからも様々な連携を図っていきたいと思いますのでご協力をよろしくお願いします。

(飯森会長)

今回、消費者教育推進計画の施策案を作成するにあたり、多くの部局と話し合いをしております、一部の施策については統合できないかという議論もありましたが、今回はとりあえず施策を網羅して、やれるものややっていくということになりました。今お話しがあった警察と消費生活センターの連携についても同様のことであり、貴重なご意見ですので、これからお互いが調整できればよいのではないかと思います。事務局からご意見はありますか。

(丸島生活文化スポーツ部長)

消費生活の分野ではありませんが、千葉県、市、法務省が一緒になって街頭キャンペーンなどのイベントを行うこともあります。千葉県警さんがよろしければ、お互いが話し合いを行い、連携することも可能ではないかと思います。事前に調整して連携できれば、効果がより大きくなりますので。

(井出委員)

連携は重要であり、消費生活センターと調整していきたいと思います。

(飯森会長)

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。他にご意見はありますか。

(久保委員)

今年の被害状況を見ますと、賃貸アパートの相談が非常に多いということでびっくりしました。毎年、消費生活センターの方には千葉大学の授業の中で講座をお願いしていますが、賃貸アパートの件については学生も非常に興味を持つところです。高額な原状回復費用の請求ではないかもしれませんが、学生にしてみれば本来なら支払う必要がなかったのではないということもあるようです。相談員の方のお話ですと、入居前に現状を写真などで保存しておかないと、入居後の比較ができないという説明でしたが、問題が起こる前に、賃貸アパートを借りる人に対する教育があればと思うのですが、消費者被害と少し異なるこういった事例の教育については、事業には入っているのでしょうか。

(飯森会長)

事務局はいかがですか。

(事務局)

27年度は千葉市内の全大学に対して、新入生のガイダンスの際に、若者に多い悪質商法や消費生活センターの機能周知のためのリーフレットを配布する予定です。また、高校

生に対しても、高校に出張して大学と同様、悪質商法や消費生活センターの機能周知を行っています。千葉県でも、高校生が卒業する際に、賃貸アパート等の話も含めたリーフレット等を配布しているという話も聞いております。消費生活センターとしては、消費生活センターの周知と合わせて、啓発できればと考えております。

(久保委員)

主要事業の中のどの部分にあたりますか。

(事務局)

主要事業は、新たに実施するものについてピックアップしているので該当する事業はありませんが、継続して学校に対する取り組みは実施していきます。

(久保委員)

それでは、資料3の平成27年度主要事業については、新規の事業のみということですね。

(事務局)

基本的にそのようになっております。悪質商法ひっかからん蔵のシール配布については、平成26年度にすでに実施しているところですが、65歳以上の独居の方を対象としていたものを、平成27年度は高齢者全世帯に対象を広げましたので、紹介させていただきました。

(久保委員)

わかりました。ありがとうございました。

(飯森会長)

高校や大学と連携していくことは大事ですので、引き続き事業を進めていただければと思います。他にございますか。

(長谷川委員)

今のことと少し関連するのですが、被害の相談件数と、消費者教育推進計画における消費者被害防止のための教育の関係ですが、相談結果を検討して、それを施策に反映させるような取り組みが行われていますか。例えば、若者の相談件数ではアダルト情報サイト、賃貸アパート、出会い系サイト等が上位を占めていますが、これを防ぐための施策を教育推進計画の施策の中に盛り込むというのが、効果的ではないかと考えられるのですが、そのような取り組みはあるのでしょうか。

（事務局）

情報提供は啓発活動に含まれており、計画にも含まれていますが、情報紙等で提供できる情報量には限りがございますので、特に多いものを中心に適切な情報提供を行っています。

（善名委員）

消費者教育について、消費者庁では自治体の先進的な取り組みに対して予算措置をしていると思うのですが、そういったことも含めて市の消費者教育推進計画は立てられていますか。

（飯森会長）

今の件について、いかがでしょうか。

（事務局）

わたくしどもでも、国からの交付金については、最大限利用して事業を展開していきたいと考えておりますので、この計画の中でも見込んでいます。

（善名委員）

ありがとうございました。

（飯森会長）

他にご質問等ございますか。ないようなので、報告については以上とします。その他、事務局から連絡事項等ございますか。

（椎名消費生活センター所長）

特にございません。

（飯森会長）

それでは、これをもちまして本日の審議は終了といたします。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

（大八木補佐）

それでは、これをもちまして平成26年度第2回消費生活審議会を終了いたします。ありがとうございました。